



特集 2

全事業所に対象が広がります! 改正個人情報保護法対策のポイント

平成27年に改正された個人情報保護法は、平成28年1月1日の一部施行を経て、本年5月30日から全面施行されます。施行後は、事実上全ての事業者が規制の対象となるとともに、個人情報の取り扱いについて新たに注意すべき点も出てきます。

施行までそれほど時間がありませんが、対策を講じていない企業も、ポイントを押さえて準備すれば間に合います。既に対策を講じている企業も、見落としがないか改めて確認しておきましょう。



仙台商工会議所
窓口専門家
曾我法律事務所 弁護士

曾我 陽一 氏

1. 対象事業者

Q1. 小規模事業者にも関係がありますか？

A これまで、個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」には、取り扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者は除外されてきました。しかし、改正により、そのような事業者も除外されなくなります。事業活動を行う以上、顧客、取引先、従業員などの個人情報を全く取り扱わないということは考えがたいので、事実上全ての事業者が対象になると言えます。

2. 義務と対応

Q2. 改正法施行までに何をすればよいのですか？

A 法律の規制は、左ページの「チェックリスト」にあるように5つの局面で及びます。これに沿って順次チェックし、本欄での説明のほか、各種書籍、個人情報保護委員会のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>)などを参照して、対応できていない点があれば改善するようにしましょう。

Q6. 個人データの第三者提供の注意点はありますか？

A 個人データは、法令に基づく場合などの一定の場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供することはできません。ただし、委託、事業の承継(合併等)、グループ会社間などの共同利用の場合は例外的に許されます。

改正法では、個人データの流通過程を追跡可能にするため(トレーサビリティ)、データの提供者と受領者に、提供の年月日や氏名、データ取得の経緯等についての確認、記録が義務付けられました。……

Q7. 保有個人データの開示等の注意点はありますか？

A 保有個人データについて、本人から、①開示請求があった場合、②内容が事実でないため訂正の請求があった場合、③目的外利用、適正取得違反、または第三者提供の制限違反のため利用停止等の請求があった場合は、それに応じなければなりません。また、その前提として、保有個人データの利用目的、開示等に必要手続き、苦情の申し出先等を、本人の知り得る状態に置かなければなりません。これも、プライバシーポリシーの掲載などで対応するのが便利でしょう。

3. その他

Q8. その他に、注目すべき改正点はありますか？

Q3. チェックリストには「個人情報」と「個人データ」という言葉が出てきます。違うものなのでしょうか？

A 個人情報は、住所氏名のように特定の個人を識別できる情報をいいます。改正法により、身体的特徴に関する符号(指紋認証データなど)や、その人ごとに割り当てられる符号(免許証番号など)も、個人情報(個人識別符号)に当たるとが明確化されました。

個人データは、特定の個人情報を検索可能にしたもの(個人情報データベース等)を構成するデータをいいます。コンピュータに情報を入力した場合だけでなく、紙に書いたものを五十音順にファイルするだけでも、検索は可能なので個人データに当たります。

さらに、個人データのうち、事業者が開示、訂正、利用停止等を行う権限を有するものを「保有個人データ」といいます。

個人情報保護法は、まず、個人情報の取得、利用について規制しています(チェックリスト1、2)。次に、個人データについても規制しています(同3、4)。さらに、保有個人データについては、本人からの開示等の請求にも対応するよう求められています(同5)。

Q4. 個人情報の取得、利用の注意点はありますか？

A 個人データは第三者への提供が制限されていますが、改正法では、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう加工した個人情報を加工し、それを復元できないようにしたもの)は本人の同意を得ずに提供することができると定められました。これにより、いわゆるビッグデータの利用が進むことが予想されます。

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- ☑ 1 個人情報を取得する時
個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝えていますか？
- ☑ 2 個人情報を利用する時
取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？
- ☑ 3 個人データを保管する時
取得した個人情報を安全に管理していますか？
- ☑ 4 個人データを他人に渡す時
取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？ ※委託の場合は除きます。
- ☑ 5 保有個人データの開示を求められた時
「自分の個人情報を開示してほしい」と本人から言われて、断っていませんか？

※個人情報保護委員会「中小規模事業者向け個人情報保護法の5つの基本チェックリスト(平成28年10月)」から抜粋

近年、情報の管理には細心の注意が求められる時代になっています。怠ると、会社にとって大きな金銭的損害を生むことにもなりかねませんので、事前に十分な対策を講じておくことが重要です。個人情報の管理対策も含め、経営上のお悩みがありましたら、ぜひ商工会議所へご相談ください。それでも万が一の事態が起こってしまった場合に備えて、当所では、「情報漏えい賠償責任保険制度」を設けています。本保険制度の詳細は、今月号に折り込みのチラシをご覧ください。左記までお問い合わせください。

■各種経営に関するご相談/経営支援グループ(TEL265-8127)
■保険制度に関するご相談/管理グループ(TEL265-8125)

